

業務災害防止規則 (自転車・原付配達員用)

配達員特別加入部会

業務災害防止規則
(自転車・原付配達員用)

配達員特別加入部会

(目的)

第1条 自転車配達員及び配達員特別加入部会（以下「団体」という。）は、この規則を遵守して、個人貨物運送の業務災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、自転車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号イに規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

- 2 この規則において、自転車を使用して行う貨物運送事業とは、自転車を使用して他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業を行うことをいう。
- 3 この規則において、自転車配達員とは、前項の自転車を使用して行う貨物運送事業を、労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者に従事する労働者以外の者をいう。

(自転車を使用して行う貨物運送事業が行えない場合)

第3条 自転車配達員は、身心に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、自転車を使用して行う貨物運送事業は行えないものとする。

(安全管理の指導)

- 4 条 自転車配達員は、行政庁等が行う自転車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受けるものとする。
- 2 団体は、自転車配達員が、積極的に行行政庁等が行う自転車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受けるよう機会を提供するとともに、自らも安全確保に関する研修等の機会を用意する。

(定期健康診断)

第5条 自転車配達員は、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を受けるものとする。

- 一 既往症及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重、胸囲、視力及び聴力の検査

四 胸部エックス線検査及び喀痰検査

五 血圧の測定

六 貧血検査

七 肝機能検査

八 血中脂質検査

九 血糖検査

十 尿検査

十一 心電図検査

- 2 前項各号に掲げる健康診断の項目のうち、20歳以上の者に係る身長の検査、胸囲の検査、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は結核発病のおそれがないと診断された者に係る喀痰検査及び35歳未満及び36歳以上40歳未満の者に係る貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査並びに心電図検査については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

(業務時の服装)

- 第6条 自転車配達員は、自転車に頭髪又は被服が巻き込まれることのないよう適当な服装等、災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

(道路交通法の遵守)

- 第7条 自転車配達員は、その使用する自転車が道路交通法に定める道路上を運行する場合には、同法を遵守して道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るものとする。

- 2 自転車配達員は、その使用する自転車が道路交通法第63条の9の規定による制動装置を備えていることを確認するとともに、車両の登録整備等について適切に対応するものとする。

(転倒、スリップ等の防止)

- 第8条 自転車配達員は、自転車の点検整備又は車輪の交換を行う場合は、地面の傾斜に注意し、これらの作業中に自転車の転倒による危険を防止するものとする。

- 2 自転車配達員は、その使用する自転車が道路交通法に定める道路上を運行する場合には、転倒、スリップ等による危険を防止するものとする。

(貨物の運送、積卸し)

- 第9条 自転車配達員は、自転車で貨物を運送する場合に、過剰な重量での積

載又は積荷を片側に偏重させての積載はしないものとする。

- 2 自転車配達員は、貨物の積卸しを行う場合には、路面の傾斜、積荷の状態等に注意して、自転車の転倒又は貨物の転落による危険を防止するものとする。

(輸送の安全性の向上)

- 第 10 条 自転車配達員は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるものとする。

(過労運転の防止等)

- 第 11 条 自転車配達員は、適切な休憩時間又は睡眠時間を確保し、過労運転の防止に努めること。

- 2 自転車配達員は、酒気を帯びた状態で自転車に乗務しないものとする。
3 自転車配達員は、熱中症・脱水症等を予防するため、こまめな休息、水分及び電解質の補給等適切に対応するものとする。

(乗務等の記録)

- 第 12 条 団体は、仲介事業者に対し、自転車の乗務について、当該業務を行った事業者ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存するよう求めるものとする。

- 一 運転者の氏名
二 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
三 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
四 道路交通法第 67 条第 2 項に規定する交通事故（第 13 条において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
2 自転車配達員は、自転車の乗務について、当該乗務を行った事業者ごとに前項各号に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存するものとする。

(事故の記録)

- 第 13 条 団体は、仲介事業者に対し、自転車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を 3 年間保存するよう求めるものとする。

- 一 運転者の氏名
二 事故の発生日時
三 事故の発生場所
四 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

五 事故の概要（損害の程度を含む。）

六 事故の原因

七 再発防止対策

2 自転車配達員は、自転車に係る事故が発生した場合には、前項各号に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存するものとする。

（点検・整備）

第14条 自転車配達員は、自転車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 自転車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他自転車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを3年間保存すること。

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第15条 自転車配達員及び仲介事業者は、双方ともに不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

附則

（施行期日）

第1条 この規則は、団体が特別加入団体として東京労働局長の承認を受けた日から施行する。